

令和8年度健康教育・食育行政担当者連絡協議会

学校環境衛生、薬物乱用防止教育の 現状と課題

**令和8年5月
総合教育政策局 健康教育・食育課
健康教育調査官 鈴木貴晃**



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施
 - （1）環境衛生検査の徹底
 - （2）学校環境衛生基準の改正等
 - （3）その他関係資料

2. 薬物乱用防止教育の推進
 - （1）薬物乱用に関する現状と課題
 - （2）薬物乱用防止教育の内容・薬物乱用防止教室の充実強化



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の徹底

（2）学校環境衛生基準の改正等

（3）その他関係資料

2. 薬物乱用防止教育の推進

（1）薬物乱用に関する現状と課題

（2）薬物乱用防止教育の内容・薬物乱用防止教室の充実強化



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生活動の実施目的

<目的>

- 学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図る
- 学校における子どもの適切な学習環境の確保を図る

学校保健安全法

（目的）

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

学校保健安全法第1条及び「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月中央教育審議会答申）より



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生における各主体の責務

主体	責務
国	<ul style="list-style-type: none">○財政措置その他必要な施策を講ずる（法第3条第1項）○学校環境衛生基準を定める（法第6条第1項）
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none">○財政措置その他必要な施策を講ずる（法第3条第1項）
学校の設置者	<ul style="list-style-type: none">○学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める（法第4条）○学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない（法第6条第2項）
学校※	<ul style="list-style-type: none">○環境衛生検査に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない（法第5条）○環境衛生検査は、毎学年定期に学校環境衛生基準に基づき行わなければならない（施行規則第1条第1項）
校長	<ul style="list-style-type: none">○学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る（法第6条第3項）

※すべて学校長その他の教職員のみの責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する設置者についても併せて果たすべき責務を規定したものである（「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（20文科ス第522号平成20年7月9日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知））

注）学校保健安全法を「法」、学校保健安全法施行規則を「施行規則」と省略記載

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生に係る教職員等の役割

教職員等	役割
校長	<ul style="list-style-type: none">○環境衛生検査の実施の責任○学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、必要な措置、措置を講ずることができないときは、学校の設置者に対して申出
保健主事	<ul style="list-style-type: none">○学校保健と学校全体の活動に関する調整、学校保健計画の作成と実施（保護者等の関係者に周知を含む）、学校保健に関する組織活動の推進
養護教諭	<ul style="list-style-type: none">○保健管理（学校環境衛生管理）、学校保健計画の策定に中心的な役割、子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、学級担任等、学校薬剤師など学校内における連携
学級担任等	<ul style="list-style-type: none">○各教室の日常点検の実施。ただし、保健教育の一環として、日常点検を児童生徒等が行うことも考えられる
学校医	<ul style="list-style-type: none">○学校保健計画の立案に参与○学校環境衛生の維持・改善に関し、学校薬剤師と協力して、指導・助言
学校薬剤師	<ul style="list-style-type: none">○学校保健計画の立案に参与○環境衛生検査に従事 ※ 検査には、学校薬剤師が関与し、学校薬剤師が自ら実施、教職員が実施又は外部検査機関が実施○学校環境衛生の維持・改善に関し、指導・助言

学校保健安全法施行規則、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（平成20年1月中央教育審議会答申）、学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]及び「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議議論の取りまとめ」をもとに作成

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生関係の地方交付税措置の主な内容

【道府県分】

学校環境衛生検査委託
(その他の教育費)

R5年度

10,689 千円

行政規模 人口170万人

R6年度

11,010 千円

行政規模 人口170万人

R7年度

11,665 千円

行政規模 人口170万人

学校医等

(学校医62人、
学校薬剤師14人)
(特別支援学校費)

15,142 千円

行政規模 350学級

15,204 千円

行政規模 350学級

15,356 千円

行政規模 350学級

【市町村分】

学校環境衛生検査委託
(その他の教育費)

5,428 千円

行政規模 人口10万人

5,591 千円

行政規模 人口10万人

5,762 千円

行政規模 人口10万人

学校医等手当

(学校医4名、学校歯科
医1名、学校薬剤師1名)
(中学校費)

992 千円

行政規模 15学級
生徒数600人

995 千円

行政規模 15学級
生徒数600人

1,007 千円

行政規模 15学級
生徒数600人

「令和5年度学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について」(令和5年11月20日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

「令和6年度学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について」(令和6年10月7日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡)

「令和7年度学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について」(令和7年10月6日付け文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課事務連絡)

をもとに作成

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生基準の概要

第一 本基準の概要

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。）に係る学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 **飲料水等の水質及び施設・設備に係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

- 1 **学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 **水泳プールに係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、**毎授業日に点検を行う検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 点検は、**官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする**こと。

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生基準の変遷

平成21年4月1日	学校環境衛生基準 (平成21年文部科学省告示第60号) 施行	学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、 「学校環境衛生基準」を学校保健安全法に基づくものとして位置付け
平成30年4月1日	学校環境衛生基準 (平成30年文部科学省告示第60号) 施行	学校保健安全法附則第2条の規定を踏まえ、 学校環境衛生基準全体を確認し、一部改正
令和元年7月1日	学校環境衛生基準 (令和元年文部科学省告示第18号) 施行	不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う 文部科学省関係告示の整理等に関する告示（整理告示） 工業標準化法 → 産業標準化法 日本工業規格 → 日本産業規格
令和3年4月1日	学校環境衛生基準 (令和2年文部科学省告示第138号) 施行	「室内空气中化学物質の室内濃度指針値」（厚生労働省）の指針値の 改定に伴う一部改正 キシレン 870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ → 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$
令和4年4月1日	学校環境衛生基準 (令和4年文部科学省告示第60号) 施行	建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う一部改正 温度 17℃以上、28℃以下であることが望ましい → 18℃以上、28℃以下であることが望ましい 一酸化炭素 10ppm → 6ppm
令和6年4月1日	学校環境衛生基準 (令和6年文部科学省告示第54号) 施行	水道法の一部改正に伴う一部改正 飲料水等の水質 厚生労働大臣 → 環境大臣 水泳プール 厚生労働大臣 → 環境大臣
令和8年4月1日	学校環境衛生基準 (令和8年文部科学省告示第35号) 施行	「室内空气中化学物質の室内濃度指針値」（厚生労働省）の指針値等 の改定に伴う一部改正 エチルベンゼン 3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ → 370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ トルエン等の検査方法から、容器採取法を削除

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生管理マニュアル



第Ⅰ章 学校環境衛生活動

第Ⅱ章 学校環境衛生基準

第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

第6 雑則

第Ⅲ章 参考資料

・制作：平成30年6月
・掲載URL：https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465_01.pdf



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況及び環境衛生検査の実施状況

<学校環境衛生活動の現状>

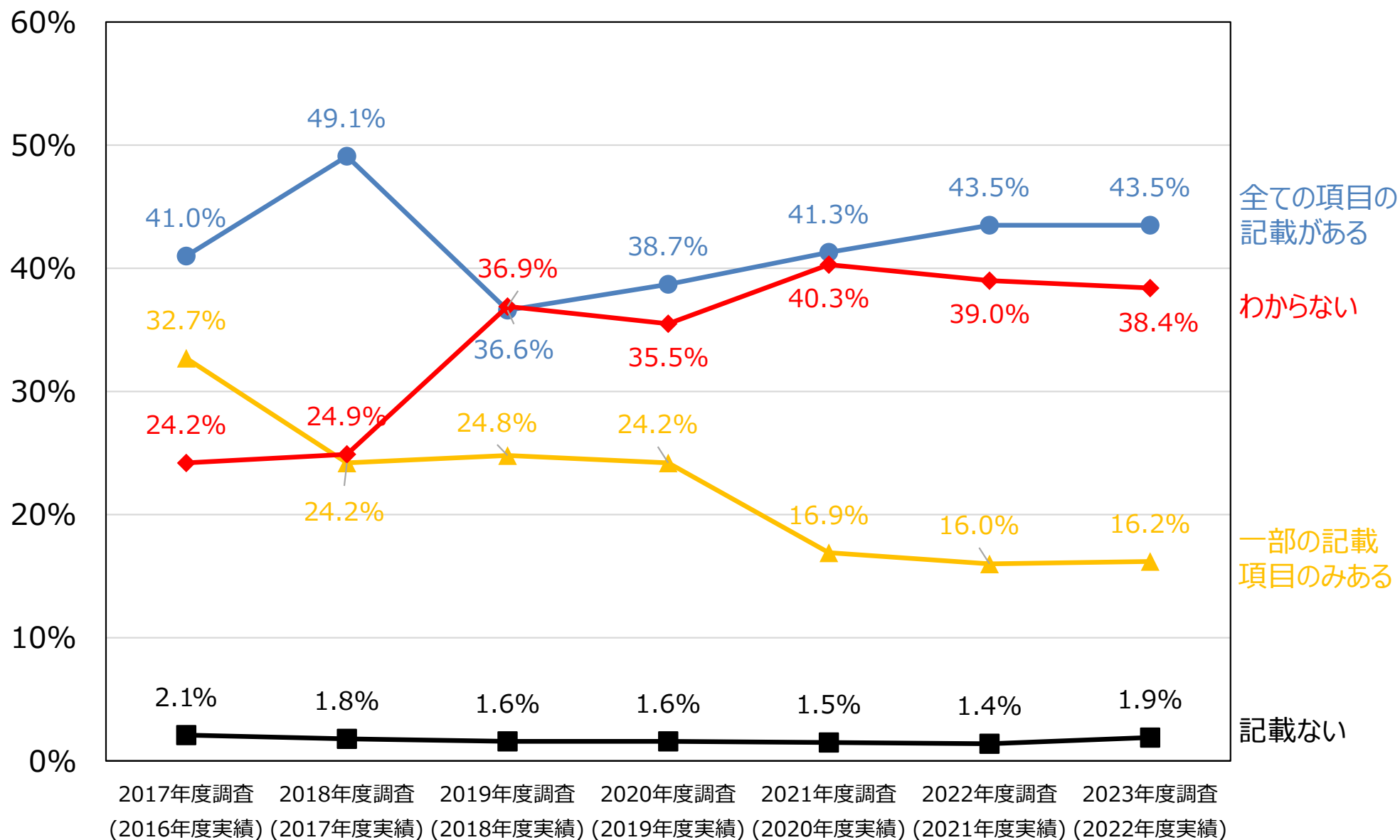
質問	回答（全国）
学校保健計画において環境衛生検査の記載が 全検査項目あった （省略規定により省略した検査項目は除く）	43.5%
環境衛生検査を 全項目実施した （省略規定により省略した検査項目は除く）	50.1%

（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会. 2023年度全国学校保健調査集計結果報告
https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/activity/2023_1-2.pdf



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況の年次推移



「全国学校保健調査集計結果報告」（（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会）をもとに作成

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）都道府県別の学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況

(%)

都道府県名	計画に全ての検査項目が記載	都道府県名	計画に全ての検査項目が記載	都道府県名	計画に全ての検査項目が記載	都道府県名	計画に全ての検査項目が記載
北海道	29.5	東京都	51.5	滋賀県	42.2	香川県	36.0
青森県	34.8	神奈川県	47.0	京都府	44.9	愛媛県	51.8
岩手県	42.6	新潟県	47.9	大阪府	40.3	高知県	22.4
宮城県	62.8	富山県	31.3	兵庫県	35.8	福岡県	29.4
秋田県	29.3	石川県	34.9	奈良県	39.8	佐賀県	38.1
山形県	42.6	福井県	30.0	和歌山県	18.5	長崎県	41.5
福島県	40.3	山梨県	41.7	鳥取県	37.6	熊本県	46.7
茨城県	53.8	長野県	43.6	島根県	27.3	大分県	37.3
栃木県	51.4	岐阜県	72.8	岡山県	28.4	宮崎県	28.4
群馬県	38.3	静岡県	42.7	広島県	34.9	鹿児島県	49.0
埼玉県	62.2	愛知県	62.3	山口県	48.6	沖縄県	32.5
千葉県	49.5	三重県	42.2	徳島県	39.7		

(公社) 日本薬剤師会学校薬剤師部会. 2023年度全国学校保健調査集計結果報告
https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/activity/2023_1-2.pdf

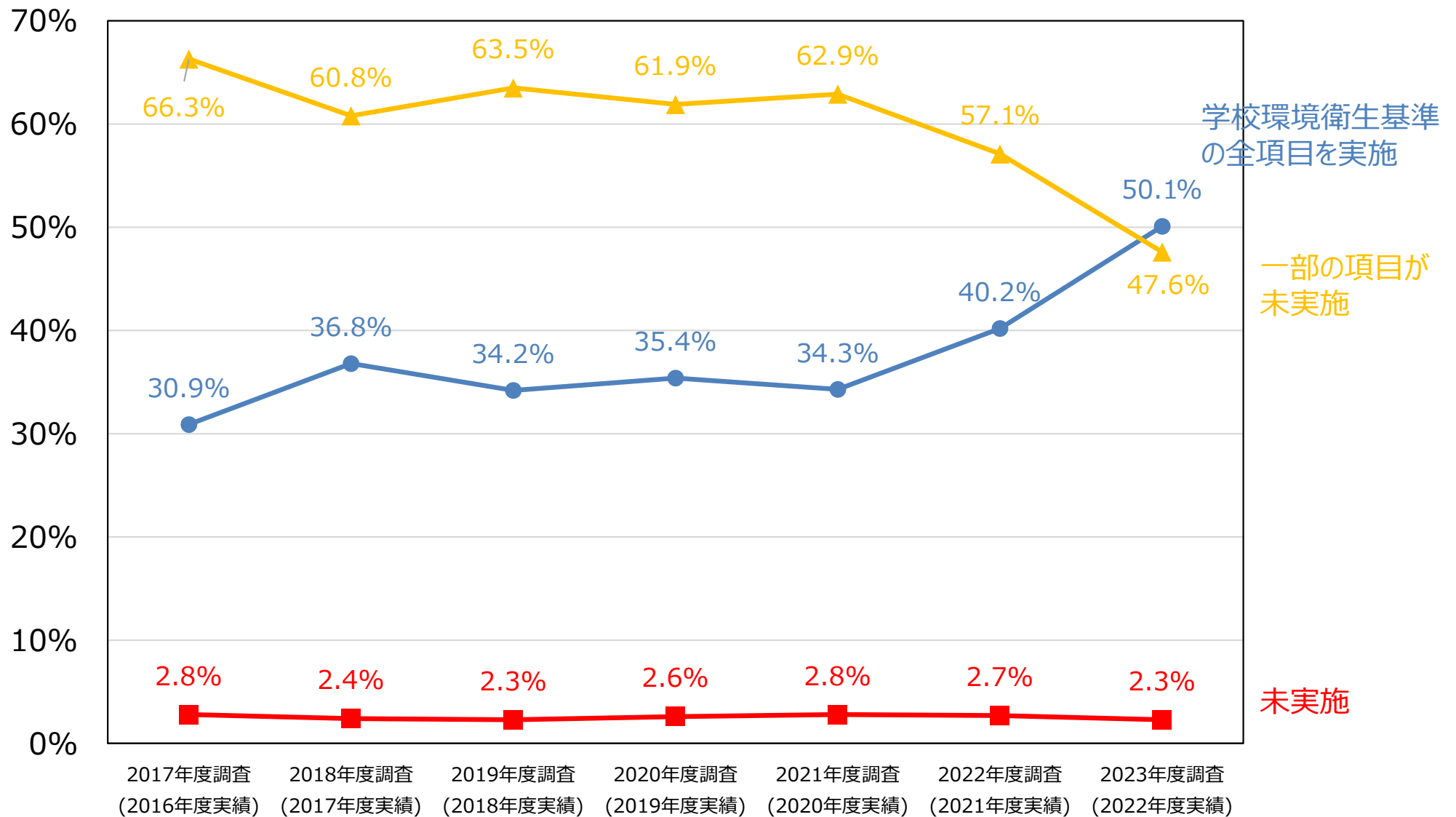


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の実施状況の年次推移



「全国学校保健調査集計結果報告」（（公社）日本薬剤師会学校薬剤師部会）をもとに作成

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）都道府県別の環境衛生検査の実施状況

(%)

都道府県名	基準の全項目を実施	都道府県名	基準の全項目を実施	都道府県名	基準の全項目を実施	都道府県名	基準の全項目を実施
北海道	42.1	東京都	63.3	滋賀県	66.7	香川県	63.4
青森県	27.6	神奈川県	75.8	京都府	47.1	愛媛県	45.4
岩手県	33.3	新潟県	60.7	大阪府	45.4	高知県	54.5
宮城県	66.9	富山県	47.2	兵庫県	44.9	福岡県	38.2
秋田県	16.6	石川県	52.9	奈良県	65.2	佐賀県	30.5
山形県	38.1	福井県	39.9	和歌山県	17.1	長崎県	45.5
福島県	25.6	山梨県	45.3	鳥取県	37.0	熊本県	40.9
茨城県	57.6	長野県	68.5	島根県	22.1	大分県	51.1
栃木県	43.8	岐阜県	63.5	岡山県	27.8	宮崎県	40.9
群馬県	44.7	静岡県	44.7	広島県	35.6	鹿児島県	52.2
埼玉県	59.9	愛知県	77.9	山口県	46.4	沖縄県	33.7
千葉県	56.1	三重県	65.1	徳島県	66.9		

(公社) 日本薬剤師会学校薬剤師部会. 2023年度全国学校保健調査集計結果報告

https://www.nichiyaku.or.jp/files/co/activities/activity/2023_1-2.pdf



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施等に係る問題点

<学校保健計画、環境衛生検査の問題点>

- 学校において、環境衛生検査について全項目を位置付けた学校保健計画が策定されていない。
- 学校において、学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査が実施できていない。

●学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校保健安全法第5条)

●学校保健安全法（昭和33年法律第56号。以下「法」という。）第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期的に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。

(学校保健安全法施行規則第1条第1項)



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の全項目実施に向けた課題

<環境衛生検査の全項目実施できなかった理由>

「器具が足りない」	37	5%
「予算が足りない」	23	7%
「計画がなかった」	63	5%
「時間の都合がつかなかった」	13	1%
「その他」	11	2%

※複数回答可

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）検査器具の整備、学校環境衛生検査委託費の措置

5. 学校環境衛生活動に係る留意事項

（1）学校の責務について

（略）

（2）学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、**法第4条の規定に基づき**、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、**検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等**が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第6条第3項の申出を受けた場合は、法第6条第2項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（7文科教第1746号令和8年2月27日付け文部科学省総合教育政策局長通知）
抜粋



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）保健室の備品等（環境衛生用）

4 保健室について

（1）～（2）（略）

（3）保健室には、最低限、別紙の備品を備えることが適当であるが、その品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとし、例えば、学校環境衛生検査に使用する機器等で、年間の使用頻度が数回程度のものについては、数校の兼用として差し支えないものであること。

別紙

区分	品名
環境衛生用	温湿度計
	風速計
	WBGT計
	照度計
	ガス採取器セット
	塵埃計
	騒音計
	黒板検査用色票
	水質検査用器具
	プール用水温計
	プール水質検査用器具
	ダニ検査キット

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校環境衛生において都道府県教育委員会に求められる取組等

1 所管する学校への対応

- 都道府県立学校の環境衛生に係る備品の適切な整備、検査委託費の確保
(学校保健安全法第3条第1項、第4条、地方教育行政法第21条第7号)
- 都道府県立学校の適切な環境衛生の維持・管理
(学校保健安全法第6条第2項、地方教育行政法第21条第10号)

2 技術的な助言

- 市町村に対して、市町村立学校の環境衛生に係る備品の適切な整備、検査委託費の確保、適切な環境衛生の維持・管理等について技術的な助言等
(地方自治法第245条の4第1項、地方教育行政法第48条第1項)



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査に係る予算要求のための整理の例

<予算要求のスキーム>

1. 検査方法の確認

- ・ 検査機器の使用、検査委託の別

2. 既存の検査機器の把握

- ・ 検査機器の全整備数
- ・ 検査機器の地域ごとの整備数
- ・ 検査機器の保管場所
- ・ 検査機器の使用開始年
- ・ 検査機器の耐用年数

3. 検査機器購入の要否確認

- ・ 検査機器の購入数の確認
- ・ 備品購入費、消耗品費での購入の別
- ・ 予算要求額の確認
- ・ 一括購入、複数年購入の検討

4. 予算要求する所属の確認

- ・ 検査機器購入費、検査委託費の予算要求をする所属の確認

5. 予算要求資料の作成



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査に係る予算要求 例①

予 算 要 求 資 料

平成 26 年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名 **新** 学校環境衛生設備整備費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

教育委員会 スポーツ健康課 学校保健給食係 電話番号：058-272-1111（内 3593）

E-mail：cl7769@pref.gifu.lg.jp

（平成 26 年 4 月 1 日以降のこの事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

教育委員会 体育健康課 学校保健係 電話番号：058-272-1111（内 3593）

E-mail：cl7769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,250 千円（前年度予算額： 0 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0
要求額	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250
決定額	1,900	0	0	0	0	0	0	0	1,900

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

既存の検査機器は購入年度が平成 6 年度と古い。

耐用年数を大幅に過ぎているため、学校環境衛生基準に基づく検査結果の数値を正確に把握できないおそれがある。

（2）事業内容

適切に校正された検査器具を、2 年間で県内 5 圏域の拠点校に各 1 台を配備し、学校間で兼用して学校環境衛生検査を行い、児童生徒が健康で安全な学校施設で学習等ができるようにする。

あわせて教職員に対し検査機器の操作指導や研修を行い、学校環境衛生定期検査を円滑実施する。

（3）県負担・補助率の考え方

県立学校の環境衛生検査を行うために機器購入の費用を県が負担するのは妥当。

（4）類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
機器購入費	1,250	岐阜、関、東濃圏域のアスマン通風乾湿計等検査機器の購入
合計	1,250	

決定額の考え方

単年度で各 5 圏域の検査機を更新することとし、所要額を計上します。

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

学校保健安全法第 6 条第 1 項の学校環境衛生基準に基づく。

学校が立案する学校保健安全計画において、学校環境衛生基準に示された学校環境衛生定期検査項目を位置付けている。

（2）後年度の財政負担

2 年目（27 年度）に設置する圏域（西濃、飛騨）の検査機器購入費

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査に係る予算要求 例②

（各課様式1）

予算要求資料

令和7年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

事業名 学校環境衛生設備整備費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

教育委員会 体育健康課 学校保健係 電話番号：058-272-1111(内8714)

E-mail：c17769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,104 千円（前年度予算額： 494 千円）

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国庫支出金	分担金負担金	使用料手数料	財産収入	寄附金	その他	県債	一般財源
前年度	494	0	0	0	0	0	0	0	494
要求額	1,104	0	0	0	0	0	0	0	1,104
決定額	1,104	0	0	0	0	0	0	0	1,104

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

学校保健安全法に位置付く学校環境衛生基準に基づく検査に必要な機器については当課が購入し、6圏域の拠点校（岐阜商業高、大垣工業高、武義高、加茂高、東濃フロンティア高、飛騨高山高岡本校舎）に配備している。

検査機器について使用状況、経年による故障等を拠点校で実地確認し、状況を把握することともに、検査機器を定期的に更新・校正・修繕することで、適正な検査を実施する。

（2）事業内容

- ◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器に係る校正費用
- ◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器の修繕費
- ◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器の実地確認旅費
- ◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器等に係る消耗品費
- ◆拠点校に配備した学校環境衛生検査機器等の備品購入費

（3）県負担・補助率の考え方

県 10/10

県立学校で実施する各種検査を行うために機器の確認、消耗品費及び校正・修繕費用を県が負担するのは妥当。

（4）類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	26	
需用費	407	消耗品費368千円、修繕費39千円
役務費	147	
備品購入費	524	
合計	1,104	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- ・第4次岐阜県教育振興基本計画
施策IV 「学びの多様なニーズに応える環境」の充実
20 将来を見据えた魅力ある学校づくりの推進

- ・県立学校（83校）の児童生徒の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）を適正に検査するために、確認及び校正を実施する必要がある。

（2）国・他県の状況

（3）後年度の財政負担

検査機器の定期的な更新及び調整（校正）・修繕に係る予算が必要である。

（4）事業主体及びその妥当性

県立学校（83校）の児童生徒の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（学校環境衛生基準）を適正に検査するために、確認及び校正を実施する必要がある。

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

(1) 文部科学省・学校の設置者による環境衛生検査機器の整備の推進 大阪市の例

文部科学省の取組

- R4年度
 - ・ 地方交付税措置の周知
 - ・ 予算要求スキーム例示
- R5年度
 - ・ 地方交付税措置の周知
 - ・ 予算要求スキーム例示
- R6年度
 - ・ 地方交付税措置の周知
 - ・ 予算要求スキーム例示

大阪市教育委員会の取組

- ・ 学校環境衛生研修会実施
(文科省補助、日本学校保健会主催)
- ・ 学校に機器整備状況を調査
- ・ 次年度予算の増額要求

R7年度予算（学校環境衛生）

24,491千円

R6年度予算
1,061千円



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例①

令和〇年度 学校保健年間計画例（小学校）

月	保健目標	学校保健関連行事	保健管理	
			対人管理	対物管理
4	自分の体の発育状態や健康状態について知ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 ・大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健調査 ・健康観察の確認と実施 ・健康相談 ・健康診断の計画と実施と事後措置(身体測定・内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査等) ・結核健診、運動器検診の問診 ・有所見者の生活指導 ・手洗いの励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃計画配布 ・大掃除 ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査 ・机、いすの<u>高さ</u>、黒板面の色彩の検査
5	運動会を元気に迎えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 ・運動会 ・新体力テスト ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施（強化）・健康相談 ・健康診断の実施と事後措置（結核検診、耳鼻科検診、眼科検診、尿検査等） ・有所見者の生活指導 ・運動会前の健康調査と健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・照度・まぶしさ、騒音レベルの検査 ・運動場の整備
6	歯を大切にしよう 梅雨時の健康に気をつけよう	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校保健委員会 ・歯と口の健康週間 ・プール開き ・心肺蘇生法 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施 ・健康相談 ・歯と口の健康の取組 ・水泳時の救急体制と健康管理 ・食中毒・感染症予防 ・熱中症予防 	<ul style="list-style-type: none"> ・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査
7	夏を元気に過ごそう	<ul style="list-style-type: none"> ・個人懇談 ・大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施 ・健康相談 ・水泳時の救急体制と健康管理 ・夏休みの健康生活指導と健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・ネズミ、衛生害虫等の検査 ・水泳プールの水質検査 ・揮発性有機化合物の検査 ・ダニ又はダニアレルゲンの検査 ・清掃用具の点検・整備
8 9	生活リズムを整えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・身長・体重測定 ・プール納め ・避難訓練 ・修学旅行6年 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施（強化）・健康相談 ・夏休みの健康調査 ・疾病治療状況の把握 ・修学旅行前の健康調査と健康管理 ・手洗いの励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検の励行

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例①

10	目を大切にしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・目の愛護デー ・視力検査 ・就学時の健康診断 ・宿泊学習5年 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施・健康相談 ・目の健康について ・正しい姿勢について ・就学時の健康診断の協力 ・宿泊前の健康調査と健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査 ・雑用水の水質及び施設・設備の検査
11	寒さに負けない体をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校保健委員会 ・いい歯の日 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施・健康相談 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜやインフルエンザの予防 ・歯と口の健康の取組 	
12	室内の換気に注意しよう	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談 ・個人懇談 ・大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施・健康相談 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いの励行 ・冬休みの健康生活指導と健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・大掃除の実施の検査
1	外で元気に遊ぼう	<ul style="list-style-type: none"> ・身長・体重測定 ・避難訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施（強化）・健康相談 ・冬休みの健康調査 ・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末 ・かぜの罹患状況把握 ・疾病治療状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検の励行 ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査 ・ストーブ管理
2	かぜをひかないように健康管理をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回学校保健委員会 ・新入生説明会、一日入学 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施・健康相談 ・屋外運動の奨励 ・かぜの罹患状況把握 ・室内の換気及び手洗いの励行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーブ管理
3	健康生活の反省をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・耳の日 ・大掃除 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の実施 ・一年間の健康生活の反省 ・春休みの健康生活指導と健康管理 ・新年度の計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健室の整備 ・大掃除 ・学校環境衛生検査結果等のまとめと次年度への課題整理 ・清掃用具の点検・整備

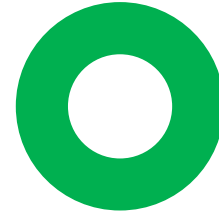
1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

(1) 環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例①

学校保健計画の照度の記載例



月	保健管理
	対物管理
4	
5	
6	照度
7	
8	
9	
10	
11	
12	
1	
2	
3	



月	保健管理
	対物管理
4	
5	
6	照度
7	
8	
9	
10	
11	
12	照度
1	
2	
3	

**学校環境衛生基準では照度の検査回数
は2回となっており、2回分の記載が必要**

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

(1) 環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例②

1 定期検査			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。			適・不適
大項目	項目	法定回数	検査計画月
換気及び保温等	換気	2回	
	温度	2回	
	相対湿度	2回	
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)	
	気流	原則、2回(※1)	
	一酸化炭素	原則、2回(※2)	
	二酸化窒素	原則、2回(※2)	
	揮発性有機化合物	原則、1回(※3)	
	ダニ又はダニアレルゲン	1回(※4)	
	採光及び照明	照度	2回
	まぶしさ	2回	
騒音	騒音レベル	原則、2回	
水質(飲料水等)	水質(飲料水等)	(※5)	
施設・設備(飲料水等)	施設・設備(飲料水等)	(※6)	
学校の清潔	大掃除	3回	
	雨水の排水溝等	1回	
	排水の施設・設備	1回	
ネズミ、衛生害虫等	ネズミ、衛生害虫等	1回	
教室等の備品の管理	黒板面の色彩	1回	
水質(プール水)	水質(プール水)	(※7、8)	
施設・設備の衛生状態(プール水)	施設・設備の衛生状態(プール水)	1回	
(2) 学校環境衛生定期検査を実施しているか。			適・不適
大項目	項目	法定回数	実施回数
	換気	2回	

2 日常点検			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生日常点検が位置付けられているか。			適・不適
(2) 学校環境衛生日常点検を実施しているか。			適・不適
大項目	項目	法定回数	実施状況
教室等の環境	換気	毎授業日	
	温度		
	明るさとまぶしさ		
水質及び施設・設備(飲料水等)	飲料水の水質	毎授業日	
	雑用水の水質		
	飲料水等の施設・設備		
学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等	学校の清潔	毎授業日	
	ネズミ、衛生害虫等		
水泳プールの管理	プール水等	毎授業日	
	附属施設・設備等		
(3) 学校環境衛生日常点検結果を3年間保存しているか。			適・不適
3 臨時検査			
臨時検査を実施したか。			有・無
(実施した場合は、検査項目)			
4 図面等			
検査に必要な施設・設備等の図面等が保存されているか。			有・無
(※1) 冷暖房機や空気調和設備を使用している場合 (※2) 燃焼器具を使用していない場合は省略できる (※3) 温度が高い時期 (※4) 温度及び湿度が高い時期 (※5) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)は1回、専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水は水道法施行規則に規定する回数、専用水道(水道水を水源とする場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水は1回、雑用水は2回 (※6) 飲料水(水道水源)は1回、飲料水(井戸水源)は2回、雑用水は原則2回 (※7) 総トリハロメタンは使用中に1回、循環ろ過装置の処理水は1回、その他は使用日の積算が30日以内ごとに1回 (※8) 総トリハロメタンの検査は、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。			
確認者所属			
確認者氏名			

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

(1) 環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例②

学校保健計画のチェック表の使用例

学校保健計画例

1 定期検査			
(1) 学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。			適・不適
大項目	項目	法定回数	検査計画月
換気及び保温等	換気	2回	
	温度	2回	
	相対湿度	2回	7 不適
	浮遊粉じん	原則、2回(※1)	
	気流	原則、2回(※1)	
	一酸化炭素	原則、2回(※2)	

月	保健管理
	対物管理
4	
5	
6	
7	相対湿度
8	
9	
10	
11	
12	
1	相対湿度
2	
3	

学校保健計画の見直し完了

学校保健計画の修正が必要

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）環境衛生検査の学校保健計画への位置付けの確認 例③

<参考 I - 4>

学校環境衛生活動の一年間（例）

月	活動内容（主に定期検査）
4月 ～ 6月	<ul style="list-style-type: none">・学校保健計画の確認及び修正・黒板面の色彩の検査・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査・飲料水等の水質及び施設・設備の検査・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査・雑用水の水質及び施設・設備の検査・一酸化炭素及び二酸化窒素の検査
7月 ～ 9月	<ul style="list-style-type: none">・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん及び気流の検査・ネズミ、衛生害虫等の検査・水泳プールの水質の検査・大掃除の実施の検査・揮発性有機化合物の検査・ダニ又はダニアレルゲンの検査
10月 ～ 12月	<ul style="list-style-type: none">・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査・雑用水の水質及び施設・設備の検査・大掃除の実施の検査
1月 ～ 3月	<ul style="list-style-type: none">・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査・大掃除の実施の検査・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査・学校保健委員会（定期検査の報告及び評価）・学校保健計画案の作成（学校環境衛生活動に関する計画立案）

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（1）学校の設置者による環境衛生検査・日常点検の実施の推進 北海道の例

教 健 体 第 1 1 7 3 号

令和7年（2025年）3月21日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）
様
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆

学校保健安全法等に基づく学校環境衛生検査の定期検査及び日常点検の実施
について（通知）

このことについては、これまでも各学校において取組を進めていただいているところですが、各学校における学校環境衛生の定期検査及び日常点検（以下、「定期検査」及び「日常点検」という。）は、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に基づき、全ての学校において実施する必要があります。しかし、「令和6年度公立高等学校及び公立中等教育学校後期課程の体育・保健・安全に関する調査（体育・保健）」の結果及び「令和6度（2024度）公立小・中学校の体育・保健・安全に関する調査」の結果では、定期検査及び日常点検の実施率がいずれも100%に至っていない状況であり、早急に改善する必要があります。

つきましては、各学校において、学校保健安全法及び学校保健安全法施行規則に基づく定期検査及び日常点検を、学校保健計画等に適切に位置付けるとともに、学校薬剤師と連携の上、別添「学校環境衛生検査確認シート」を活用するなどし、学校環境衛生基準で示されている検査項目や回数（「学校環境衛生管理マニュアル」P178～188）を確実に実施するようお願いします。

なお、教育局及び市町村教育委員会は、所管する学校において適切に実施されるよう指導するとともに、市町村教育委員会におかれましては、所管する学校に周知願います。

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（2）学校環境衛生基準（揮発性有機化合物）の改正

改正後		改正前	
学校環境衛生基準		学校環境衛生基準	
第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準		第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準	
1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。		1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。	
	検査項目		基準
換気及び保温等	(1)～(7) [略]		[略]
	(8) 揮発性有機化合物		
	ア. ホルムアルデヒド		[略]
	イ. エチルベンゼン		370 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
	カ. [略]		[略]
	(9) [略]		[略]
[略]		[略]	
2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。		2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目(1)～(7)及び(10)～(12)については、毎学年2回、検査項目(8)及び(9)については、毎学年1回定期的に検査を行うものとする。	
	検査項目		方法
換気及び保温等	(1)～(7) [略]		[略]
	(8) 揮発性有機化合物		
	ア. ホルムアルデヒド		<u>ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着-溶媒抽出法</u> により採取し、 <u>高速液体クロマトグラフィー</u> により測定する。
	イ. トルエン		<u>固相吸着-溶媒抽出法</u> 、 <u>固相吸着-加熱脱着法</u> のいずれかの方法により採取し、 <u>ガスクロマトグラフィー/質量分析法</u> により測定する。
	ウ. キシレン		
	エ. パラジクロロベンゼン		
	オ. エチルベンゼン		
カ. スチレン			
	(9) [略]		[略]
備考		備考	
一 [略]		一 [略]	
二 検査項目(8)については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目(8)ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(8)については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては <u>高速液体クロマトグラフィー</u> により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあっては <u>ガスクロマトグラフィー/質量分析法</u> により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。		二 検査項目(8)については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目(8)ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目(8)については、児童生徒等がいない教室等において、30分以上換気の後5時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては <u>高速液体クロマトグラフ法</u> により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあっては <u>ガスクロマトグラフ-質量分析法</u> により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。	
三 [略]		三 [略]	
[略]		[略]	
第2～第6 [略]		第2～第6 [略]	

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

(2) 学校環境衛生基準（専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質）への影響

「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」（令和7年環境省令第19号）が公布され、令和8年4月1日から、専用水道の検査項目にPFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））及びPFOA（ペルフルオロオクタン酸）が追加された。

これに伴い、学校環境衛生基準第2の飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準（2）「**専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質**」の検査項目に、PFOS及びPFOAが追加となった。

水道におけるPFOS及びPFOA等の方針

(1) PFOS及びPFOA

論点	方針案	根拠、補足等
位置付け	水質基準に格上げ	・水道統計や全国調査の結果、検出状況に関する要件を満たした。
基準値	PFOS、PFOA合算で 50ng/L (結果として、現行の暫定目標値(50ng/L)と同じ値)	・昨年6月の食品安全委員会の耐容一日摂取量(TDI: 20ng/kg体重/日)を元に改めて算出。(20ng/kg体重/日×50kg/2L×10%=50ng/L) ・PFOS、PFOAともに生殖発生成長遅延をエンドポイントとしていること、同時に環境中で検出されること等から安全側の観点から合算して評価。
検査回数	・3か月に1回(簡易水道、 専用水道は条件を満たせば半年に1回又は1年に1回。) ・条件を満たせば頻度の減少が可能	・他の有機化合物の規定を踏襲。ただし、検査に対する負担等を考慮し、 施行前の検査の実施等によりPFAS汚染の可能性が低いと考えられる場合、簡易水道と専用水道は半年に1回又は1年に1回。 ・現行の規定を踏襲し、過去3年間の検出状況により検査頻度の減少(1年に1回、3年に1回)が可能(水道法施行規則第15条第1項第3号八)。
施行時期	令和8年4月1日	・水道法に基づく省令を改正。 ・水道事業者等による基準遵守に向けた対応等(自治体の予算計上、設備導入等)の期間を確保する必要がある。

「水質基準に関する省令改正の概要について」（令和7年8月8日環境省水道水質・衛生管理室資料）抜粋

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）いわゆる「化学物質過敏症」への対応等

第4章 いわゆる「化学物質過敏症」を有する 児童生徒等に対する個別対応の基本的な考え方

極微量の化学物質に反応するいわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等の学習環境を確保するためには、その重症度によっては児童生徒等及びその保護者や担任教員等の個人レベルでは対応に困難な場合があります。学校全体や教育委員会等の組織だった連携が必要になることもあります。

したがって、いわゆる「化学物質過敏症」の児童生徒等の個別対応については、専門医の診断や意見等を参考に学校及び教育委員会等と保護者がよく協議し、配慮すべき事項を明確にすることが大切です。学校及び教育委員会等においては、重症度等を考慮した基本的な個別対応策を立案しておくことが望まれます。

健康的な学習環境を維持管理するために

－学校における化学物質による健康障害に関する参考資料－

平成24年1月



文部科学省

掲載URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1315519.htm



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）いわゆる「化学物質過敏症」への対応等

2 いわゆる「化学物質過敏症」とみられる児童生徒等への対応

（1）症状及び原因関連因子の把握

学校内において児童生徒等が過敏に反応する化学物質を把握するためには、症状が出るまでの当該児童生徒等の行動範囲や接触物について養護教諭及び学級担任が経過観察することも有効であると思われます。その結果を管理職・学校医・主治医に報告できるように記録を取ることで以後の対策に役立つと考えられます。

いわゆる「化学物質過敏症」は、その症状や原因物質が一人一人異なり、重篤な症状を呈する場合もあることから、当該児童生徒等の主治医及び学校医の指導の基に危機管理も含めた個別の健康管理計画を作成することも有効であると考えられます。

（2）原因物質と考えられるもの

（3）重症度に応じた対応

（4）保護者との協力体制

いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等への対応は、その重症度により異なります。したがって、保護者に対しては、学級担任等で対応できること及びできないこと、学校全体として取り組めること及びできないこと、並びに転校や訪問教育等の教育委員会の関与が必要なことを可能な限り明確に伝えることが大切です。そのためには、症状が軽度であっても学級担任等のみが対応するのではなく、学校全体の問題としてとらえ管理者である校長及び養護教諭等とともに対応することが望まれます。

一方、学校は、いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する適切な支援活動を立案・実施するためには保護者から十分な情報提供を受ける等、相互の協力体制を構築することが大切です。

特に以下の情報について確認することが望まれます。

- 当該児童生徒等の発症時の症状とその経過、症状が出たときの処置及び対処方法、原因物質と考えられるもの、主治医の連絡先等について情報を得ておくことが大切です。
- 当該児童生徒等が学校において症状が認められた場合には、保護者とすぐに連絡が取れる体制を整えておく必要があります。特に児童生徒等を病院に搬入する場合には、保護者の了解と協力を仰ぐことも必要となります。
- 支援活動について協議の場を設け、保護者の希望を十分確認してください。内容によっては教育委員会等に相談し検討することが必要となります。
- 校外行事等の特別活動において原因物質に接触することが予想される場合は、事前に現地の様子を調査し、保護者・主治医・学校医等と共にその対応策を検討し、引率者に周知することが必要です。また、必要に応じ現地の下見に保護者の同伴を依頼することも大切です。

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）いわゆる「化学物質過敏症」への対応等

○ 教育委員会における対応（例）

- ✓ マニュアルやリーフレットの作成、配布
- ✓ 域内の市町村教育委員会への周知
- ✓ 教職員に対する研修の実施

○ 学校における個別の対応（例）

- ✓ 十分な換気、換気扇が設置された教室に配属
- ✓ 発症時の避難場所の確保
- ✓ 教室のフックスの使用を廃止
- ✓ 教科書のインク等の揮発時間を確保するための教科書の早期配布



1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）香り付き製品の使用に係る配慮



掲載URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_260514_01.pdf



「その香り困っている人もいます」ポスターについて、関係省庁として、こども家庭庁及び国土交通省が追加されたため、お知らせするものです。

事務連絡
令和8年5月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各国公立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局 御中
各国公立大学事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

「その香り困っている人もいます」ポスターの更新について（周知）

標記の件について、令和8年5月19日付け消安全第230号で消費者庁消費者安全課より、別紙のとおり周知依頼がありましたので、お知らせします。

このことについて、教育関係機関に対して、周知くださるとともに、引き続き、香りへの配慮に関する普及啓発に御協力くださるようお願いいたします。

～学校での取組例～

- ✓ 啓発ポスターの掲示
- ✓ 保健日より等による保護者への呼びかけ（香り付き製品の使用を控える等）
- ✓ 十分な換気、換気設備の整備

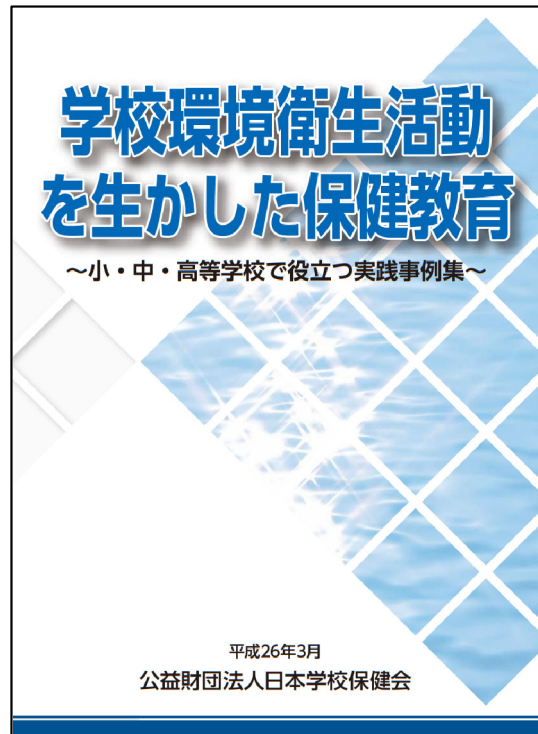


文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）学校環境衛生活動を生かした保健教育



第1章 本書集作成の意図

第2章 学校環境衛生に係る 保健管理と保健教育

I 保健管理

II 保健教育

III 保健管理の視点を保健教育に 生かす

第3章 実践事例

第4章 参考資料

掲載URL：
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/157>



(例)



身体对环境に対する
適応能力・至適範囲

明るさについて、視作業を行う際には、物がよく見え、目が疲労しにくい至適範囲があること、その範囲は、学習や作業などの種類により異なることを理解できるようにする。

定期の環境衛生
検査の教室内の
明るさの結果の
提示

保健管理

日頃は感覚的にしか意識
していないことについて定
量的に認識



机上などの作業面の明るさは姿勢によって変化するなど、よりよい環境への気付きへとつなげることができる

1. 適切な保健管理（学校環境衛生）の実施

（3）学校における水泳プールの保健衛生管理

学校における 水泳プールの 保健衛生管理

平成28年度改訂

公益財団法人 日本学校保健会

第1章 学校における水泳プールの
保健衛生管理の必要性

第2章 水泳のための健康管理

第3章 水泳プールに関連する疾病

第4章 水泳プールの水質管理

第5章 水泳プールの施設・設備
管理

掲載URL : <https://www.gakkohoken.jp/books/archives/202>



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN